

建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化 に関する実務者会合報告書概要

労働災害発生状況

- 建設業における労働災害は長期的には減少しているものの、未だに300人近くの方が亡くなっている（令和3年は288人）。
- 建設業における死亡災害、死傷災害で最も多い災害は墜落・転落災害であり、死亡災害では約4割、死傷災害の3割を占めている。
- 建設業における死亡災害を墜落箇所別に見ると、屋根等の端・開口部からが約3割、足場からが約2割を占めている。その他、はしご、脚立からの墜落・転落災害が近年増加している。

災害の特徴と課題

- 屋根等の端・開口部からの墜落・転落災害では、特に小規模工事において、対策を実施するためのノウハウの不足等から手すり等の設置や要求性能墜落制止用器具の使用等、法令上の措置が不十分。
- 足場での通常作業中の墜落・転落災害では、手すり等がなく、足場の安全点検が行われていない事例が散見されている。
- 一側足場にあっては、法令上手すり等の設置義務がない。
- 足場の組立・解体中の墜落災害では、手すり等がない場合に墜落制止用器具を親綱にかけておらず転落したケース等が認められた。

講ずべき対策

*は法令改正事項

1. 屋根・屋上等の端・開口部からの墜落・転落防止対策

- マニュアルの作成・普及
 - 最新の木造家屋建築工事における墜落等防止対策
 - はしご・脚立（内装工事を含む）からの墜落防止対策
 - 2m未満の低所からの墜落転落防止対策

2. 足場での通常作業中の墜落・転落防止対策

- 足場点検の確実な実施
 - * あらかじめ点検実施者を指名（作業開始前及び組立て等後点検）
 - * 点検実施者の氏名の記録及び保存（組立て等後点検）
 - 組立て等後点検実施者は足場の組立て等作業主任者で能力向上教育を受講した者等を推奨、点検実施者の能力と労働災害や法令違反との関係について調査・検討

○ 一側足場の使用範囲の明確化

- * 本足場の設置に十分なスペースがある場合には、本足場を使用することを原則

3. 足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策

- 作業手順の遵守徹底
 - 足場の組立・解体作業時における正しい作業手順の遵守の徹底
- 手すり先行工法等の普及促進
 - 「手すり先行工法等に関するガイドライン」の内容の充実（足場部材の最新の安全基準の反映等）、周知・指導とフォロー

4. 足場の壁つなぎの間隔

- くさび繫結式足場での壁つなぎ間隔等について、足場に関する科学的知見の収集とデータに基づいた対応

将来の課題

- デジタル技術等新技術の活用・反映、高所作業従事者の安全衛生教育の在り方の情報収集等